

軽自動車税種別割のご案内

問 税務課(☎62-1205) ID ▶税額…1003181▶申告手続…1003183

軽自動車税種別割は、4月1日に軽自動車などを所有している人に対して課税されます。軽自動車などを譲渡・スクラップ・盗難などにより所有しなくなった場合でも、**4月1日までに名義変更や廃車の申告手続を終えていないと課税されます**ので、必要な申告手続は確実に行ってください。令和4年度の税額は、以下のとおりです。

※納税通知書の発送は、5月上旬を予定しています。

※**3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告手続を済ませてください。**

※軽自動車税種別割は月割で計算しませんので、4月1日を過ぎてから廃車や名義変更の手続をしても、税の払戻しはありません。

※小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)は、公道を走行しなくても軽自動車税種別割の対象になるので、新規で購入した場合は登録、買い換えた場合は車両変更の手続が必要です。

手続場所

車種区分	届出先
原動機付自転車(125cc以下のもの) 小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)	市役所税務課(☎62-1205)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 豊田市若林西町西葉山48-2(☎050-3816-1772)
二輪のオートバイ(125ccを超えるもの)	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46(☎050-5540-2047)



原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車の税額

車種区分		年税額	車種区分		年税額
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	50ccを超え90cc以下のもの			その他のもの(フォークリフトなど)	5,900円
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
	50cc以下で三輪以上のもの(ミニカー)	3,700円	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

三輪・四輪の軽自動車の税額

新車登録年月によって異なる税額が適用されます。新車登録年月は、**自動車検査証(車検証)の初度検査年月**の欄を確認してください。

(表の見方)

例1 新車登録年月が平成21年3月、四輪の軽自動車、乗用、自家用の場合の税額は、12,900円です。

例2 新車登録年月が令和3年8月、四輪の軽自動車、乗用、自家用でグリーン化特例(軽課)対象外の車両の場合の税額は、10,800円です。

新車登録年月		平成21年3月まで	平成21年4月から平成27年3月まで	平成27年4月から令和3年3月まで	令和3年4月から令和4年3月まで (令和4年4月1日登録分を含む)			
課税区分	車種区分	重課税額	旧標準税額	標準税額 (グリーン化特例(軽課)対象車を除く)	標準税額 (グリーン化特例(軽課)対象車を除く)	軽課税額(グリーン化特例(軽課)対象車)		
						電気自動車等	令和12年度燃費基準90%達成車 令和12年度燃費基準70%達成車	
四輪の軽自動車	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	10,800円	2,700円	対象外(10,800円)
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	6,900円	1,800円	3,500円 5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	5,000円	1,300円	対象外(5,000円)
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	3,800円	1,000円	対象外(3,800円)
三輪の軽自動車	乗用	営業用	4,600円	3,100円	3,900円	3,900円	1,000円	2,000円 3,000円
								乗用・貨物 自家用
	貨物	営業用						

※燃費基準の達成状況は、**車検証の備考欄**に記載されています。

※グリーン化特例(軽課)による軽課税額は、新車登録した年度の翌年度(4月1日新車登録車は当該年度)に限り適用され、以降は標準税額が適用されます。

※重課税額は、新車登録後13年が経過した軽自動車(電気自動車などを除く)に適用されます。